

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター

## 地域班長・委員長会議設置要綱

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター 地域班長・委員長会議設置要綱

## （目 的）

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）地域班設置規程第6条第2項に基づき開催する地域班長・委員長会議について定め、センターと地域班との緊密な連絡体制を整え、積極的意欲を持って事業効果を高めることを目的とする。

## （所掌事項）

第2条 センターと地域班の連携を強化し、事業運営を円滑に行うための協議を行う。

## （構 成）

第3条 会議は、以下の構成とする。

- （1） 会長が必要と認める地区の地区長、副地区長、班長
- （2） センター三役会運営規程第5条で規定する委員会の委員長又は委員長の指名する委員会の委員
- （3） センター事務局職員

## （会議の議長）

第4条 会議の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

## （関係者等の出席）

第5条 議長は必要に応じて、会議に関係者等を参加させて意見又は説明を求めることができる。

## （報 酬）

第6条 報酬は、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

## （改 廃）

第7条 この要綱の改廃は理事会の決議によるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。